

2 香美監査第 8 号  
令和 2 年 8 月 19 日

香美市長 法光院 晶一 様

香美市監査委員 岡本 明弘  
香美市監査委員 岩崎 昭雄  
香美市監査委員 小松 紀夫

令和元年度香美市財政健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された、令和元年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（健全化判断比率）について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

## 令和元年度香美市財政健全化判断比率の審査意見

### 1 基準に準拠している旨

監査委員は、香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して審査を行った。

### 2 審査の種類

健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定による審査）

### 3 審査の対象

令和元年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 4 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、適正に作成されているか、算定過程に誤りがないか等を主眼とした。

### 5 審査の実施内容

健全化判断比率の算定の基礎となる書類を確認し、健全化判断比率と突合するとともに、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

### 6 審査の実施場所及び日程

香美市役所 監査委員事務局 ・ 令和2年8月19日（水）

### 7 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、すべての比率は早期健全化基準未満となっている。

## 記

【単位：％】

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	13.37	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	18.37	30.00
実質公債費比率	9.7	9.0	8.4	8.3	25.00	35.00
将来負担比率	—	—	—	—	350.00	/

※実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がないため「—」と表記している。  
早期健全化基準及び財政再生基準は、総務省が示す数値である。